

1 令和4年度決算に基づく大井町健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (1 5 . 0 0)	— (2 0 . 0 0)	— 2 . 1 (2 5 . 0)	— (3 5 0 . 0)

備考

- (1) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」
- (2) 括弧内は大井町における早期健全化基準

2 令和4年度決算に基づく大井町の公営企業の資金不足比率

(単位：％)

特別会計等の名称	資金不足比率
大井町水道事業会計	— (2 0)
大井町公共下水道事業会計	— (2 0)

備考

- (1) 資金不足比率が算定されない場合は「—」
- (2) 括弧内は大井町における経営健全化基準

財政の健全化判断比率等の概要について

自治体財政の早期健全化や再生を促すことをねらいとする「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、4つの健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）と公営企業における資金不足比率を算定し、監査委員の審査を受けた後、その意見を付けて議会に報告、そして町民に公表することとされています。

なお、健全化判断比率等には、財政を早期に健全化すべき基準や、再生すべき基準が設けられています。平成20年度決算からは、法律が全面施行されたことにより、公表に加え健全化判断比率等のうち、一つでも基準以上のものがあった団体には、財政健全化・財政再生計画や経営健全化計画の策定と国への報告が義務付けられています。

1 健全化判断比率等の算定の対象範囲

健全化判断比率等の算定の対象となる本町の会計と団体の範囲は、次のとおりです。

法律上の会計区分	本町の会計区分	健全化判断比率				資金不足比率
一般会計等	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
一般会計等以外の特別会計（公営企業に係る会計を除く。）	国民健康保険特別会計					
	介護保険特別会計					
	後期高齢者医療特別会計					
公営企業に係る会計	水道事業会計					公営企業会計ごとに算定
	公共下水道事業会計					
一部事務組合・広域連合	足柄上衛生組合					
	足柄東部清掃組合					
	神奈川県後期高齢者医療広域連合					
	等					
地方公社・第3セクター等	大井町土地開発公社					

2 財政の早期健全化・再生

(1) 実質赤字比率

一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率

(2) 連結実質赤字比率

全会計（特別会計、上水道事業等の企業会計も含む）の実質赤字等の標準財政規模に対する比率

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3ヵ年平均

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

	大井町の比率（令和3年度）	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—（赤字なし）	15%	20%
連結実質赤字比率	—（赤字なし）	20%	30%
実質公債費比率	-2.1	25%	35%
将来負担比率	—（算定されない）	350%	—

※ 財政健全化団体 ⇒ 財政健全化計画の策定・公表

財政再生団体 ⇒ 財政再生計画の策定・公表、再生計画に対する国の同意及び地方債の起債の制限

3 公営企業の経営健全化

資金不足比率

公営企業会計を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率

資金不足比率	比 率（令和4年度）	経営健全化基準
水道事業会計	—（不足なし）	20%
公共下水道事業会計	—（不足なし）	

※ 経営健全化団体 ⇒ 経営健全化計画の策定・公表